



# シニアのひろば



4月から「平成30年度分福祉タクシー料金助成券」などを交付します

## 【対象】

市内在住で平成31年3月31日時点で70歳以上の方

## 【内容】

次の①～④の中から1つを選べます。

①福祉タクシー料金助成券

3000円分×2冊

②福祉回数乗車券 ※バス・電車券

3000円分×2冊

③複合券

計6000円分

福祉タクシー料金助成券、福祉回数乗車券、田原市ぐるりんバス回数券購入助成券の中から2つを選びます。

④元気パス購入助成券

6000円分×1枚

## 【出張交付をご利用ください】

4月上旬に各市民館で出張交付を行います。詳しくは3月下旬ごろ発送する通知をご覧ください。

外出や通院などにぜひご利用ください。

在宅で介護をしている方に補助券などを交付します

## ◆家族介護用品購入補助券

対象の方に紙おむつなどの購入に使える補助券を交付します。

| 対象                  | 条件   | 内容                               |
|---------------------|--|----------------------------------|
| 要介護1または2の方を介護している家族 | 要介護者が医師の診断により失禁が認められ、かつ、介護者と要介護者ともに前年度市民税非課税世帯に属する場合※1 | 介護用品購入補助券を2万円分交付<br>(10月以降は1万円分) |
| 要介護3以上の方を介護している家族   | なし※1   | 介護用品購入補助券を4万円分交付<br>(10月以降は2万円分) |
| 要介護4または5の方を介護している家族 | 要介護者が要介護4または5の方で※1、2に該当しない場合                           |                                  |

※1…介護保険施設入所者を除きます。  
※2…要介護者が、要介護4または5の方

方で、見守りや支援などを受けられる居住系施設に入所しておらず、介護者および要介護者が、市民税非課税世帯に属する場合は、東三河広域連合が給付する介護用品購入補助券の給付対象となります。(条件によっては対象外の場合あり)

月額8300円(年9万9600円以内)

## ◆訪問理美容サービス券

### 【対象】

要介護3、4または5と認定された在宅の方で、理髪店や美容院に出向くことが困難な方

### 【内容】

5000円分の訪問理美容券を、年間最大3枚交付

## ◆申請先

高齢福祉課(市役所北庁舎)、赤羽根市民センター、市民生活課(渥美支所)

必要な方はぜひご利用ください。

▼高齢福祉課 高齢福祉係

☎ 23・4654 FAX 23・3545